

「第 18 回さかわ・酒蔵ロード劇場 2025」出店者遵守事項

- 1) 店舗用のテーブル・イスは当協会でご用意します。テントは持ち込みでお願いしますが、ご自身でご準備できない場合はご相談ください。また、テーブル・イス等の備品には数に限りがありますので、互いが譲り合いに協力しあって、他店の迷惑にならないようルールを守って営業してください。

なお自ブースのテント、テーブル等の片付けをお願いします。

- ・長机 横 120cm×奥 45cm 3台
- ・丸パイプ椅子 4個

- 2) 機材、商品、材料等の搬入作業は、午後 4 時 30 分までに終了し、車両は速やかに移動してください。

搬入開始は午後 3 時 30 分より可能とします。

搬出開始はイベント終了の午後 9 時 00 分より可能とします。

- 3) 準備等の際は、一般車両の駐車場出入りの迷惑にならないよう、ご協力をお願いします。なお、出店者の車は佐川町役場東職員駐車場へ駐車してください。

- 4) 食中毒等、「飲食物」についての事故等が全国的に多発しております。このような事態を招くことの無いよう、また無用なトラブルを回避するためにも、次の点に特に留意し管理に万全を期して、安心して提供できる商品を販売してください。

- ① イベント中は、テントを無人にすることなく、商品等の監視を行うこと。
- ② 調理場所には、調理人以外のものを近づけないこと。
- ③ 前日までの材料、商品等の持ち込みは一切禁止します。
- ④ 周辺環境及び食品・商品の衛生管理を徹底すること。
- ⑤ アルコール消毒液の常備、手洗い用の水 20L(ポリタンク等)を準備してください。
- ⑥ 包装品販売の場合は、事前に衛生的な施設に置いて調理し、品質管理してください。
※品名・製造者住所・氏名・添加物・消費期限等の表示を明記すること。

- 5) 飲食の出店をする場合は、保健所が発行する各種飲食に係る営業許可及び免許、又は食品衛生管理者の資格を持つ者(受講予定も可)が、最低 1 名以上責任を持って従事する場合に限ります。

- 6) 営業上発生したゴミについては、必ず持ち帰ってください。また、会場内の清掃にご協力をお願いいたします。

- 7) 出店の申し出の無い者、申し出の内容に虚偽のある者、事前に申し出の無い物品を販売及び提供する者、その他運営本部の指示に従わない者については、出店の取り止めを命じる場合がありますので、予めご了承ください。

- 8) 少雨決行ではありますが、悪天候等で開催が危ぶまれる状況におきましては、前日 17 時及び当日午前 9 時の時点で開催の可否を決定致し、中止の場合は事務局より各店舗の代表者に連絡します。また、さかわ観光協会の HP 及び SNS でも情報を発信します。中止の際の仕入れ代金の補償は行いません。
- 9) アルコール類を販売する事業所は、未成年者の従事は禁止とさせていただきます。
- 10) イベント会場にて提供・販売した商品について、苦情・商品によるトラブル、賠償等が発生した時は、全ての出店者において責任を持って対応をお願いします。
- 11) 出店品目によっては、保健所の指導等により販売できなくなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 12) 出店のコマ割り等は、実行委員会で抽選にて決定しますので指示に従ってください。
- 13) 商品の価格は見えやすい場所に、明確に表記ください。
- 14) 臨時食品調理販売届が必要な事業者は、11月5日(水)までにさかわ観光協会へ提出してください。
- 15) 出店事業者会を下記の日程で行います。出店事業者は必ず出席をお願いします。
日 程：2025年11月5日(水) 16:00～16:30
会 場：旧浜口家住宅 (佐川町甲 1472-1)
- 16) 夜間のイベントの為、出店者のテントに電灯を設置します。作業を当日の日中に行うため、お手数ですが持参いただくテントを11月15日(土)10:00までに、観光協会へ持参ください。出店者説明会などに早めにお持ちいただいてもかまいません。
- 17) 出店料は酒蔵の道エリア・佐川町桜座駐車場共に 5,000 円です。11月5日(水)までに事務局へお支払ください。
- 18) 出店に従事する者は、反社会的勢力とは関係ないこと。
警察との取り決めにより、事前に反社会勢力との関りがなければ確認します。

以上、ご協力お願いいたします。